

セーフティネットの構築に向けた取り組み

これまで、消費者金融市場の健全な発展に欠かせない機能の一つとして、カウンセリング機関の拡充を含めたセーフティネットの早期構築が議論されてきました。

しかし、現状では、専門機関としては(財)日本クレジットカウンセリング協会が行っているのみであり、また、その拠点数も全国で3拠点にとどまっており、全国的にはその機能が果たされていない状況にあります。

この度、社団法人全国貸金業協会連合会では、セーフティネットの早期構築を喫緊の課題として、これに取り組むものとなりました。

◎セーフティネット早期構築のための団体設立

基金規模：年間50億円程度（今後5年間で想定）。当連合会が主体となり、広く協賛を求めていく予定です。

団体名：未定

目的：
・多重債務者への適切なセーフティネットの早期構築のための支援
・多重債務を未然に防ぐための対応への支援
・金銭教育の推進・向上への支援
・カウンセラー育成への支援など

設立時期：平成18年9月（予定）

第二 出資法（５条２項）の上限金利に関する要望

出資法の上限金利（29.2％）を平成12年改正前の本則金利40.004％に引き戻すことを求めたい。

〔理由〕

1. 資金需要者のニーズ

現行出資法の上限金利（29.2％）の下では融資を受けられない信用力の低い資金需要者があり、（これらの資金需要者がヤミ金融の犠牲とならないためにも）そのニーズに応えなければならない。

(1) 資金需要者のニーズへの対応

出資法の上限金利は、窮迫に乗じて暴利を得ようとする行為を禁止し、資金需要者を保護するものとして理解しうるが、反面において、現行の上限金利以内では信用リスクの取れない、多くの庶民や中小零細企業の切実なニーズを放置してよいものであろうか。

●事業者金融について言えば、その融資先としている資金需要者の多くは、経営規模は小さくとも、産業の発展と景気の下支えに少なからず寄与し、将来も寄与しうる可能性をもった中小零細企業であることにも留意されるべきである。

そのニーズに応える役割を全面的に国などが担い、低金利で貸付けることができればよいが、国がその信用リスクを負担することは、税金等で貸倒れを補填することを意味する。しかし、これは受益者負担の原則に反し、国民の合意を得ることは困難であろう。信用力の低い需要者に対しては、そのリスクに見合った利息での貸付けを認めることが、むしろ公平であると言える。

(2) 小規模業者の役割・必要性

このような信用力の乏しい資金需要者層のニーズに応えているのは、主に小規模業者であると言ってよい。

大規模業者においては、地域との密着度が高くなくとも、大半を占める自動契約機による融資の場合において^①、また対面契約がなされる場合においても、独自で開発したリスク管理システムや信用情報機関を通じた信用情報、他社借入件数等により、顧客の信用度を見極める。これに対して小規模業者の多くは、地元密着して業を営み、その地元庶民の暮らしぶりに日頃接しているため、具体的な信用情報に接することができ、また、自動契約機を用いない代わりに、対面営業によって、借入申込者との対話を通じた与信判断が可能である。すなわち、大規模業者からみると融資のリスクが許容範囲を超えると判断される場合も、小規模業者は、審査に時間をかけ融資額を絞ることにより、大手業者ではそのニーズに応じきれない資金需要者に対し、独自の役割を果たしているのである。こうした慎重な与信判断は、人件費比率の増や契約率の低下、貸付額の低額化等のコスト増につながり、小規模業者の貸付金利は大規模業者よりも高めとなる。リスクに見合って金利が上がるのは自然のことである。^②

上限金利の引き下げにより、多くの小規模業者は市場からの撤退を余儀なくされているが^③、小規模業者が消滅することは、前述のとおり、信用力の低い資金需要者が資金供給を得る途を閉ざされることを意味する。契約自由の原則を修正して弱者保護を図った立法が、かえって弱者を市場から排除し、その自助努力を妨げているという事態を招いているのである。

社会経済的また国家財政的な見地においても、融資を得れば自力で窮地を凌ぎうる資金需要者が破綻を余儀なくされれば、倒産、自己破産などによる大きな社会的損失を生じ、要保護者の増加などによる社会保障費の負担増にもつながる。

このような事態を回避し、資金需要者の保護と金融システムの健全化を図るためには、平成12年改正前の上限金利に引き戻すことが是非とも必要である。

① 新規顧客獲得時の契約形態として、自動契約機による比率は、貸付残高10億円未満の業者では平均5.7%に過ぎないが、5,000億円以上の業者では71%となっている。〔消費者金融白書(平成16年度版)88頁〕

② 1件あたり平均残高は、総貸付残高5,000億円以上の大規模業者では約60万円であるのに対し、残高100億円未満では20万円台〔全金連白書(平成16年度版)37頁〕、また、成約率は規模の小さな業者ほど低く、5000億円以上のクラスでは62.3%、10億円未満のクラスでは18.5%にとどまっている。〔消費者金融白書(平成16年版)85頁〕

③ 平成12年度以降に、上限金利の引き下げを理由とする廃業が増加している。(「貸金業規制法の改正に伴う都金協会員の動向とトイチ業者の実態」(東京都貸金業協会2005年発行)6頁)

(3) 金利の設定とヤミ金融

現行の上限金利の下で融資を受ける途を閉ざされた資金需要者は^①、逼迫のあまり、ヤミ金融（違法な高金利で貸金業を営む者）にすがろうとすることは想像に難くない。そしてまた、これらの資金需要者をねらったヤミ金融の増加をみることも自明の理と言えるのではあるまいか。

ヤミ金融から借り入れた者は、急場を凌ぐものの、返済困難、多重債務に陥り、あるいは人道に反する取り立ての犠牲となり、親族らを巻き込んで生活破綻に至るなど、ヤミ金融の害悪については、あらためて述べるまでもない。

ヤミ金融を抑止するためには、むしろ可能な金利の幅を広げ、信用力の低い資金需要者が適正な業者から融資を得る途をできるだけ残しておくことが有効であると言えよう。

●そもそも、ヤミ金融は、統計さえない非合法の世界にあり、正確な実態はつかみ得ないものである。また、正式な定義というものもない。しかし、いわゆる「トイチ業者」^②の実態調査によると、平成12年の法改正後、登録業者数の減少傾向が顕著であったが、東京都では逆に増加に転じている。^③ トイチ業者とヤミ金融とを完全に同視することはできないものの、このような「トイチ業者」の増加の傾向をヤミ金融に類推することはできるであろう。

(4) 上限金利引き上げと過重債務

上限金利を引き上げれば過重（多重）債務や生活破綻をもたらすのではないかという不安があり得よう。しかし、およそ過重債務に陥る原因は多様であり、刑罰により上限金利を低く抑えたとしても、返済能力を超えた借入れが行われる原因、また借入れの後に返済能力を失ってしまう原因が総合的に解消されなければ、所期の目的は達しえないのであって、消費者教育、資金需要者の啓発、信用情報機関相互のネットワーク、セーフティーネットなどの整備・拡充、さらには失業・不景気の抑止などの政策こそが重要な課題であると思われる。

① 東京都貸金業協会の調査によると、貸付残高5億円未満の小規模業者のうち45.5%が、新規契約の断り件数が増加したと答えている。（「貸金業規制法の改正に伴う都金協会員の動向とトイチ業者の実態」（同協会2005年発行）90頁）

② 10日で1割もの高利を取る者を意味することもあるが、ここでは、都知事登録で3年以内の業者をいう。「都(1)〇〇〇〇〇」という登録番号を持つためこう呼ばれている。遵法意識が低く、登録を更新しない業者が多い。ただし「都(1)」の登録番号の業者であっても、遵法意識の高い業者もあることは言うまでもない。

③ 「数字で実証する『トイチ業者』の実態」（東京都貸金業協会2003年発行）2～3頁。

金利の引き上げに、仮にデメリットがあるにしても、それを恐れるあまり、他に得難い重要なメリット、すなわち、信用力が低く他からの融資を得られない資金需要者の切実なニーズに応じて、家計を救い、中小零細企業の資金繰りを助ける、という側面を無視することは、決して妥当ではない。デメリットに対しては、事前事後に採るべき方策がある以上、それを採用しつつ、メリットを生かすのが正しいあり方ではあるまいか。

(5) 上限金利と約定金利

上限金利を上げればすべてその上限の金利で貸付けられると思われがちであるが、そうではない。^① 業者間の価格(金利)競争により、約定金利は経済原則に則り合理的なところに収まる。上限金利が引き上げられれば、約定金利の選択の幅が広がり、業者にとっては個々の資金需要者の信用リスクに見合った貸付けが行いやすくなり、資金需要者にとっても信用享受の幅が広がるという大きなメリットが生じる。上限金利規制よりも自由競争の方が、結果として資金需要者の利益に適うことになるろう。

^① 消費者向け無担保金融における約定金利は、現行の上限金利の下でも、残高 5000 億円以上で 23%、その他のクラスでも 25～27%である。〔「貸金業白書」平成 16 年度版 43 頁〕

平成18年5月8日

(社)東京都貸金業協会

東京都協会で受付たアイフル(株)に係る苦情件数について

No.	年度	件数	苦情内容
1	17年度	0件	なし
2	16年度	0件	なし
3	15年度	4件	広告内容、開示請求、契約書不返還、誤通知が各1件
4	14年度	14件	取立行為6件、開示請求4件、 借入強要、本人確認、社員対応、契約書不返還が各1件
5	13年度	9件	取立行為5件、 契約書不返還、広告内容、解約拒否、和解内容が各1件
6	12年度	4件	契約不実行、延滞情報、解約拒否、債務整理相談が各1件
7	11年度	6件	取立行為4件、本人確認、貸付条件の変更が各1件
8	10年度	3件	取立行為、本人確認、契約書不返還が各1件
	合計	40件	取立行為16件、開示請求5件、契約書不返還4件、本人確認3件、 広告内容2件、解約拒否2件、 誤通知、借入強要、社員対応、和解内容、契約不実行、延滞情報、 債務整理相談、貸付条件の変更が各1件

* なお、取立行為については、支払義務のない者（家族）への請求、本人への執拗な請求、本人への威圧的な（暴言を吐くなどの）請求等が主な内容となっている。

平成 18 年 5 月 30 日

社団法人 全国貸金業協会連合会

コンプライアンス等の取り組みについて

1. 自主規制等による協会員の指導

- 1) 貸付の正常化に関する自主規制基準
- 2) 貸付の正常化に関する自主規制基準の運用細則
- 3) 取立て行為の正常化に関する自主規制基準
- 4) 取立て行為の正常化に関する自主規制基準の運用細則
- 5) 広告の自主規制基準
- 6) 広告の自主規制基準細則
- 7) 自主規制基準実施要領

2. 貸金業取扱主任者研修 A・B（規制法 24 条）の実施状況

年度	研修A実施回数	研修B実施回数	研修A修了者数	研修B終了者数	修了者数合計
16年度	174 回	167 回	24,152 名	12,123 名	36,275 名
17年度	98 回	119 回	3,726 名	6,246 名	9,972 名
合計	272 回	286 回	27,878 名	18,369 名	46,247 名

3. その他研修（規制法 29 条等）の実施状況

年度	基礎編	実務編	更新	金融取引管理者	合計
16年度	5,190 名	5,363 名	259 名	0 名	10,812 名
17年度	2,817 名	2,683 名	192 名	2,946 名	8,638 名
合計	8,007 名	8,046 名	451 名	2,946 名	19,450 名

4. 業務研修会・研究会等の開催

各都道府県貸金業会においては、年 2～3 回都道府県当局と共催又は独自により、協会員等に対し、業務研修会・研究会等を開催している。

平成 18 年 5 月 30 日

社団法人 全国貸金業協会連合会

苦情処理状況の推移について

1. 苦情受付状況

全国 47 都道府県貸金業協会の平成 16 年度の苦情受付状況は、計 7,598 件であった。その内訳は、電話による問合せが 6,705 件（88.2%）と最も多く、約 9 割を占め、来訪や文書による受付はごくわずかな状況になっている。

- | | | |
|--------|---------|---------|
| 1) 電話 | 6,705 件 | (88.2%) |
| 2) 来訪 | 654 件 | (8.6%) |
| 3) 文書等 | 239 件 | (3.2%) |
| 計 | 7,598 件 | |

2. 業者種別

全体のおよそ 7 割を無登録業者の案件で占めており、依然違法業者が多く、非会員登録業者の案件は 2 割弱、会員の案件は 1 割 5 分程度であった。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1) 無登録業者 | 5,143 件 | (67.7%) |
| 2) 非会員業者 | 1,293 件 | (17.0%) |
| 3) 会員業者 | 1,146 件 | (15.1%) |
| 4) 不明 | 16 件 | (0.2%) |
| 計 | 7,598 件 | |

(社)全国貸金業協会連合会

平成18年5月30日

スポーツ紙等(5月25日付)の貸金業広告における会員と非会員

紙名	会員	非会員	合計
サンケイスポーツ	16	32	48
日刊スポーツ	2	9	11
中日スポーツ	3	0	3
デイリースポーツ	1	17	18
スポーツニッポン	0	19	19
スポーツ報知	1	41	42
夕刊フジ	4	17	21
日刊現代	16	41	57
合計	43	176	219

非会員の占める割合 80.4%

会員業者に対する改善勧告等の指導の件数

	平成16年	平成17年	合計
広告関連	2	5	7
貸付関連	1	3	4
行政処分関連	0	3	3
年度別合計	3	11	14

総量規制に関する 4 つの勘違い

1. 「利用者は低所得者である」
 - 利用者の所得層分布は、国民一般の所得層分布とはほぼ同様です（資料 2）。高所得者層ほど利用金額は大きいので、融資した総額は、高所得者層により分布が広がっています。
2. 「利用者は判断能力が無い」
 - 2000 万人の利用者の一部には合理的判断能力を失った人も混在することが想像されます。しかし、合理的判断能力を欠く人々に融資することを貸金業者は回避します。
 - 合理的判断能力を失った人に対しては、教育、カウンセリングで対応すべきです。（社）全国貸金業協会連合会では、カウンセリング、ADR の充実によって救済を行う所存です。
 - ほとんどの利用者は、自らの判断で利用し、利便性を享受しています。総量規制は、個々人の状況を見ずに利用者全体を制約するものです。
3. 「貸金業者は必ず過剰融資をする」
 - 貸金業者は、過剰融資を避けるために情報センター（LE）を作りました。過剰融資は、貸倒れとして損失をもたらすだけです。
4. 「違法市場は警察の問題であり、取締りによって無くなる」

量的規制等について

1. 借入顧客の状況（全情連）

1) 1人当り残高あり平均借入件数	1.95 件
2) 1契約当たり平均残高金額	46 万 9 千円
3) 顧客 1 人当りの平均借入残高 《(1) × 2)》	91 万 5 千円

2. 協会員への広告勧誘の規制について

1) 広告の自主規制の実施

広告の自主規制基準、及び広告の自主規制基準細則に基づいて、広告内容の審査を実施し、承認番号を付与している。

2) 広告の適正化推進に関する広告関係団体との協議会の実施（10 団体）

下記広告関係団体との協議において、承認番号を付与している広告を掲載していただくよう協議している。

- 1.新聞案内広告協会
- 2.財団法人新聞広告審査協会
- 3.社団法人日本広告審査機構
- 4.社団法人日本雑誌協会
- 5.社団法人日本新聞協会
- 6.社団法人日本民間放送連盟
- 7.N T T 番号情報株式会社
- 8.社団法人日本新聞販売協会
- 9.東京都折込広告組合
- 10.インターネット広告推進協議会

3) 大手 7 社は、テレビCM放映時間帯の自粛強化の実施、さらに「借り過ぎ防止呼びかけ」の共通メッセージの発信を検討している。

3. 情報センターの未加入の理由について

協会会員数： 7,345 情報センター加入数： 2,426 未加入数： 4,919

業務報告書提出数： 4,462 業務報告書未提出数： 2,883

上記により、未加入の理由については、未加入 4,919 社のうち業務報告書未提出 2,883 社が業務をやっていないと推測される。

残り 2,036 社については、信用情報を取るほどの貸付残高件数でないため、地域密着のため信用情報を取る必要がない、システムや照会費用などのコストを抑えるため等の理由が考えられる。

平成 18 年 6 月 1 日

社団法人 全国貸金業協会連合会

過剰貸付防止（個人破綻防止）の対策について

1. 貸金業者は、情報センターに加入する。

全ての貸金業者もしくは少なくとも信用貸しを行う貸金業者は、情報センターに加入する。

【平成 17 年 9 月現在】

登録業者数：16,027

協会会員数：7,345（加入率 45.8%）

情報センター加入数：2,426（加入率 15.1%）

2. 異業態をまたがる個人情報の共有化

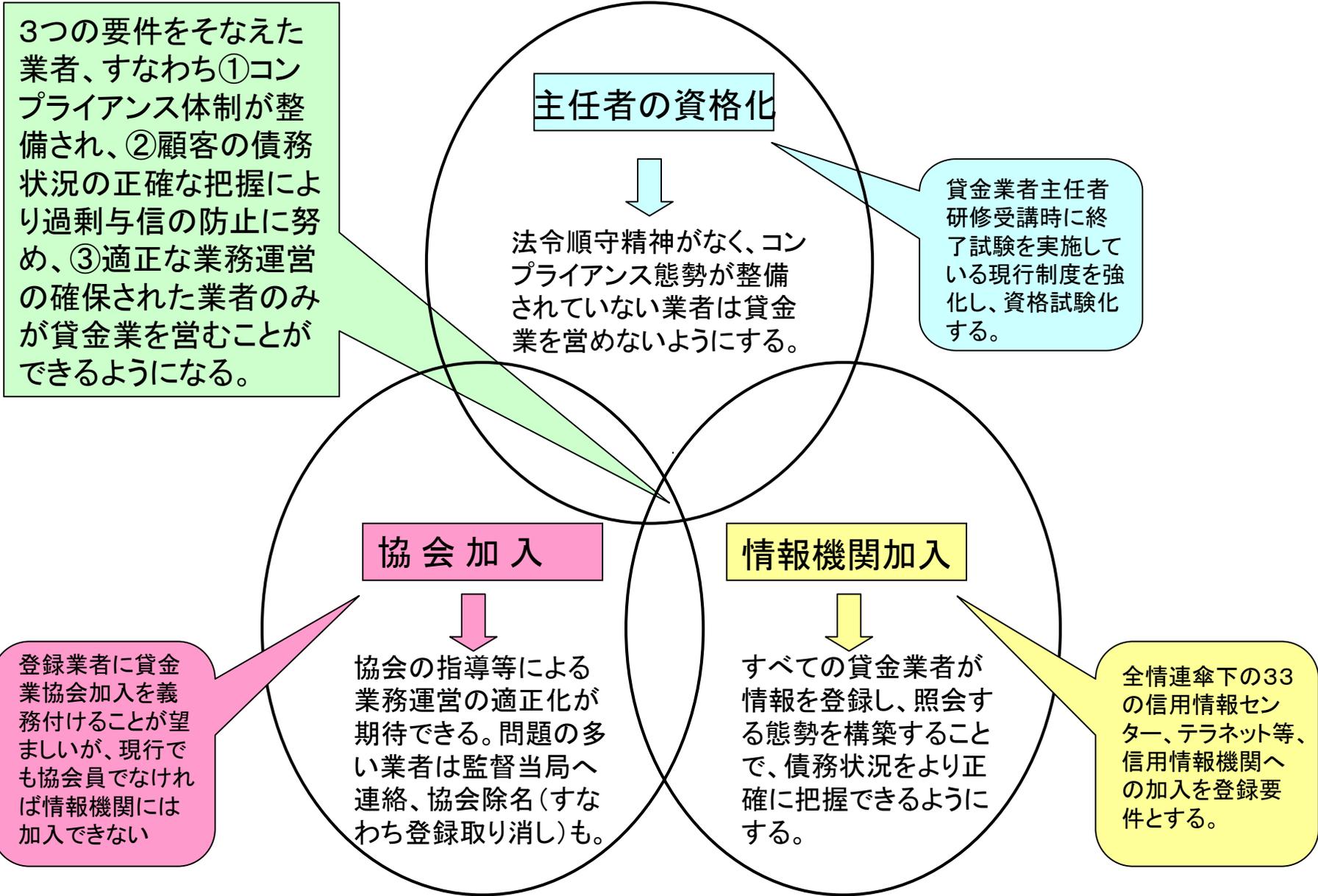
3. セーフティネットの早期構築のための団体設立

基金規模：年間 50 億円程度（今後 5 年間で想定）。当連合会が主体となり、広く協賛を求めていく予定です。

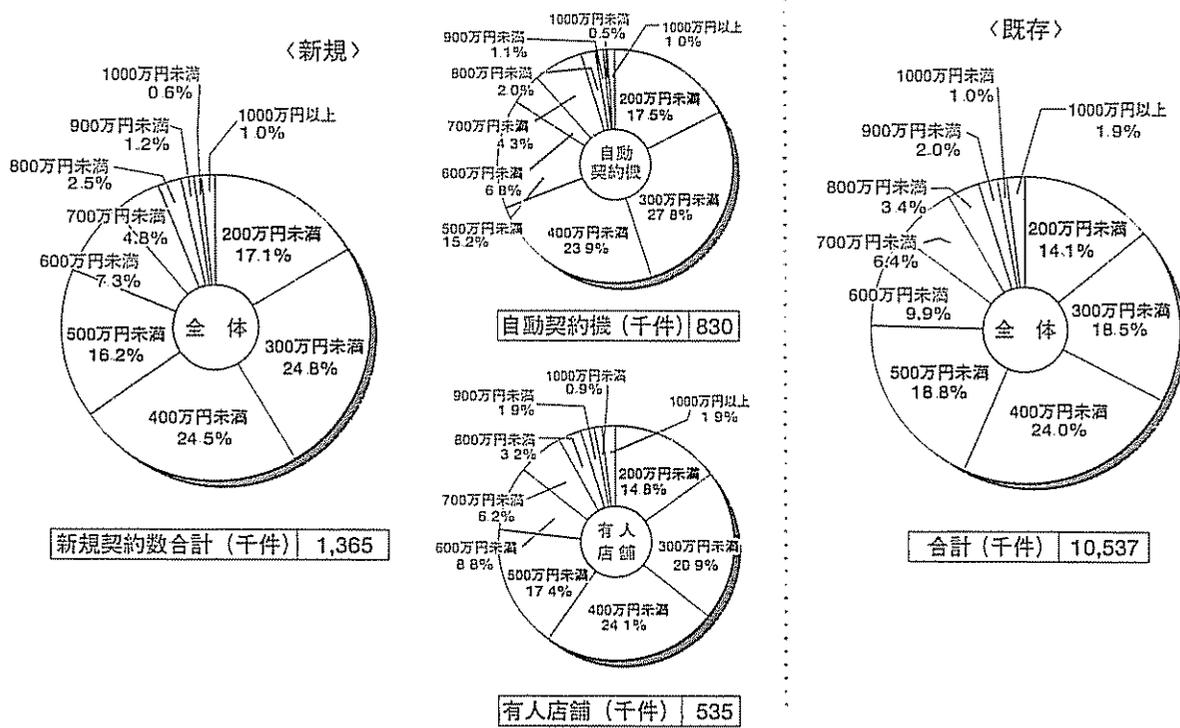
- 目的：1) 多重債務者への適切なセーフティネットの早期構築のための支援
2) 多重債務を未然に防ぐための対応への支援
3) 金銭教育の推進・向上への支援
4) カウンセラー育成への支援など
5) ADR の検討
6) 違法業者の撲滅に向けた警察等との連携

設立時期：平成 18 年 9 月（予定）

3つの輪による参入規制の強化策と効果



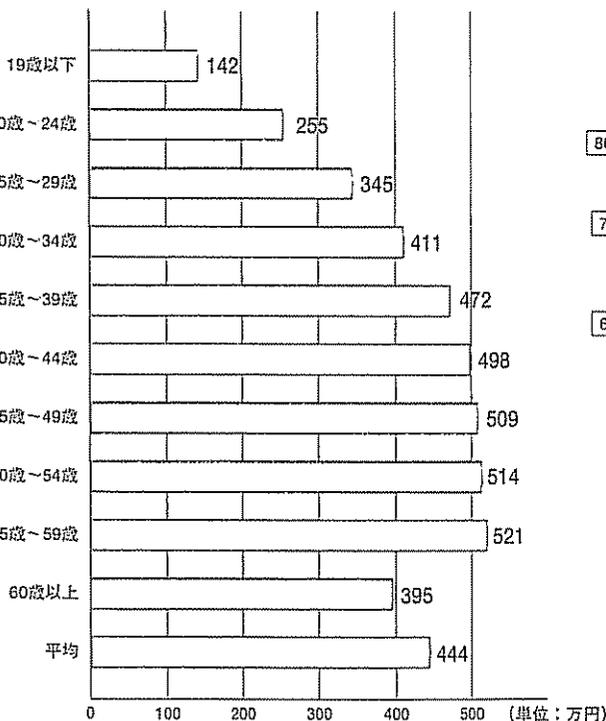
図表43 利用者の年収別



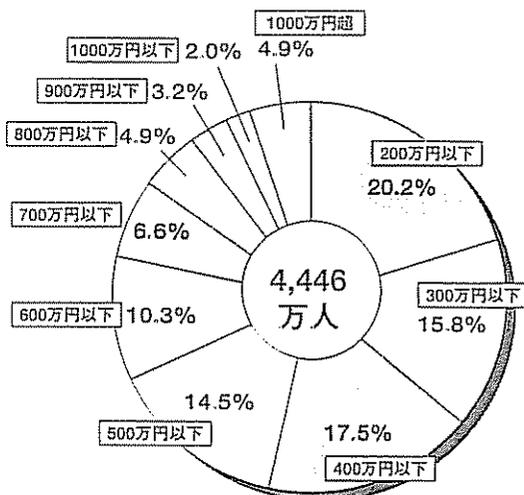
詳細データ/別冊データ集P7・表9「新規顧客の年収別構成(無担保)」

出典：消費者金融連絡会（2005年3月期）

【参考】
年齢階層別の平均給与



【参考】
給与階級別給与所得者数の構成比



国税庁民間給与実態調査（平成15年）より

違法業者との接触経験について

出典：金銭管理カウンセリングサービス
「稼動データ（2004年7月～2006年5月）」

【カウンセリングサービス窓口相談者の違法業者の接触経験数】

	2004下半期	2005上半期	2005下半期	2006上半期 (1月～5月)
アクセス者計	3,609	4,112	3,446	2,863
違法業者接触経験あり	1,129	1,284	1,079	723
内被害あり	736	886	607	381

【カウンセリングサービス窓口相談者の違法業者の接触経験割合】

	2004下半期	2005上半期	2005下半期	2006上半期 (1月～5月)
違法業者接触経験あり	31.3%	31.2%	31.3%	25.3%
内被害あり	20.4%	21.5%	17.6%	13.3%

※上記アクセス数等はファーストコンタクトの数字

※あくまでも相談者から口頭ベースでの確認であるため、実際の被害者(若しくは接触者)は上記よりも多いことが予想される。

【参考】違法業者による被害実態調査(2003年2月 J C F A 発行)より抜粋

		2000上半期	2000下半期	2001上半期	2001下半期	2002上半期
東京事務所	違法業者接触経験あり	10.9%	21.9%	21.1%	30.6%	36.7%
	内借入あり	4.8%	8.2%	10.7%	16.4%	16.4%
大阪事務所	違法業者接触経験あり	7.9%	11.3%	16.2%	20.5%	21.3%
	内借入あり	5.1%	5.3%	8.3%	12.3%	14.0%

金利規制について

1. 現行の規制が 1 %でも引き下げられれば、ほとんどの中小規模業者は市場から撤退を余儀なくされる (2 頁)。これは、2000 年 6 月における金利引き下げ (40.004%→29.2%) とは全く異なる。
2. 中小規模業者の顧客約 320 万人は、借入先を失う (3 頁)。
3. 借入先を失った約 320 万人の多くは違法金融に接触することが予想される (5 頁)。
4. 中小規模業者の撤退によって、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会の体制は崩壊し、自主規制機能や消費者に対する苦情処理・カウンセリング機能等、公益法人としての使命を果たせなくなる (4 頁)。
5. 多重債務問題ないし金融被害問題の解決は、上限金利の規制によって達しようるものではなく、参入規制及び業界のコンプライアンス体制の向上 (6 頁)、並びにカウンセリング機関の拡充等のセーフティーネット早期構築 (7 頁) によってこそ可能となる。

中小規模業者の営業経費率と営業利益率の推移について

平成 18 年 6 月 8 日

消費者金融業者の任意団体である J C F A (会員数 87) と N I C 会 (会員数 45) は、毎年「消費者金融白書」を発行しており、その経営実態調査の中で、貸付残高に対する営業経費率と営業利益率を調査している。年度により回答している会員者が異なるため厳密な意味では経年比較が難しいが、企業規模別の推移の傾向は把握することが可能である。

(表：企業規模別営業経費率と営業利益率の推移)

貸付残高 10億円未満	回答社数	営業収入	経費計	人件費	伝広費	却貸費	達資費	その他	営業利益	※口座推計値計
					告宣	倒償	金調			
H16. 4～H17. 3	19	25.2	23.8	8.0	1.8	6.5	2.3	5.2	1.4	26,463
H15. 4～H16. 3	27	25.0	24.8	8.4	1.7	4.3	3.5	6.9	0.2	39,226
H14. 4～H15. 3	26	26.3	29.2	10.9	1.7	4.8	3.4	8.4	-2.9	31,548
H13. 4～H14. 3	23	28.1	29.3	11.1	1.9	3.0	5.2	8.1	-1.2	34,385
H12. 4～H13. 3	30	28.8	29.9	12.5	2.4	4.8	4.0	6.1	-1.0	39,300
H11. 4～H12. 3	30	31.1	31.5	12.5	2.5	5.1	4.3	7.0	-0.4	44,400
H10. 4～H11. 3									8.5	
H 9. 4～H10. 4									10.9	

貸付残高 10～50億円未満	回答社数	営業収入	経費計	人件費	伝広費	却貸費	達資費	その他	営業利益	※口座推計値計
					告宣	倒償	金調			
H16. 4～H17. 3	22	24.7	23.6	7.4	1.9	5.1	3.0	6.2	1.1	169,279
H15. 4～H16. 3	17	25.1	22.2	6.8	1.8	6.1	2.7	4.8	2.9	179,255
H14. 4～H15. 3	21	26.2	25.1	7.7	2.0	6.1	3.5	5.8	1.1	203,864
H13. 4～H14. 3	22	27.3	25.2	7.7	1.9	5.0	4.0	6.7	2.1	213,444
H12. 4～H13. 3	29	28.9	25.9	6.8	2.3	4.9	4.6	7.2	3.1	270,570
H11. 4～H12. 3	29	31.1	26.7	7.1	2.7	4.4	4.9	7.8	4.4	270,570
H10. 4～H11. 3									10.3	
H 9. 4～H10. 4									9.7	

貸付残高 50～100億円未満	回答社数	営業収入	経費計	人件費	伝広費	却貸費	達資費	その他	営業利益	※口座推計値計
					告宣	倒償	金調			
H16. 4～H17. 3	9	24.3	21.6	4.7	1.3	4.9	5.8	4.9	2.7	192,982
H15. 4～H16. 3	8	26.0	23.4	5.0	2.0	4.0	6.0	6.4	2.6	182,605
H14. 4～H15. 3	7	27.3	22.3	5.0	2.6	5.3	4.7	4.7	5.0	148,701
H13. 4～H14. 3	6	28.4	23.7	5.9	2.7	4.0	5.7	5.3	4.7	108,774
H12. 4～H13. 3	11	30.5	28.1	6.4	3.8	4.9	4.9	8.1	2.4	277,420
H11. 4～H12. 3	11	33.6	30.8	7.1	4.3	4.7	6.0	8.9	2.8	286,000
H10. 4～H11. 3									9.9	
H 9. 4～H10. 4									10.4	

貸付残高 100～500億円未満	回答社数	営業収入	経費計	人件費	伝広費	却貸費	達資費	その他	営業利益	※口座推計値計
					告宣	倒償	金調			
H16. 4～H17. 3	6	24.2	22.6	3.9	1.6	5.3	4.2	7.6	1.6	282,344
H15. 4～H16. 3	7	25.6	26.2	6.6	2.3	6.2	4.5	6.6	-0.6	423,497
H14. 4～H15. 3	9	26.8	26.5	4.9	1.9	7.4	4.6	7.7	0.3	708,898
H13. 4～H14. 3	7	25.7	21.8	4.1	2.0	5.3	4.4	5.9	3.9	413,959
H12. 4～H13. 3	10	27.0	21.1	4.0	2.0	4.9	4.3	5.8	6.0	779,700
H11. 4～H12. 3	10	28.1	22.0	4.2	2.1	4.9	4.6	6.2	6.2	772,500
H10. 4～H11. 3									9.4	
H 9. 4～H10. 4									11.6	

《出典詳細》

H16. 4～H17. 3：平成17年版消費者金融白書

H15. 4～H16. 3：平成16年版 〃

H14. 4～H15. 3：平成15年版 〃

H13. 4～H14. 3：平成14年版 〃

H12. 4～H13. 3：平成13年版 〃

H11. 4～H12. 3：平成12年版 〃

※小数点第2位まで表示してある年度については比較のため四捨五入により、小数第1位までの表示に変更している。

※営業利益は営業収入の平均一経費計で計算しているため、消費者金融白書と異なる場合がある。

※口座数計(推計値)については各年版の消費者金融白書の企業規模別1社あたりの平均口座数と回答社数を掛け合わせた推計値

(分析)

- ・平成12(2000)年の出資法上限金利引き下げにより、貸付残高に対する営業収入比率は減少傾向である。
- ・それに伴い、貸付残高に対する営業利益率が減少傾向である。
- ・経費率も減少傾向であるが、特に経費項目のうち人件費・広告宣伝費・資金調達費が減少傾向にある。
- ・資金調達費の減少は市中金利低下の影響もあるが、自己資金を中心に営業を行っている会員のみが残ったという影響も大きい。事実、回答社数・会員数とも減少傾向にある。
- ・全体的に減少傾向の中貸倒償却費は増加傾向にある。
- ・上限金利の引き下げは営業収入の減少につながる。また一方でこれ以上経費の削減も難しいことが予想される。表中の中小企業の口座数の合計は平成17年3月末現在の口座数の合計は約67万である。ただしこれは白書の調査に回答したJCF A・NIC会会員に限られる。

《参考》貸付残高500億円未満の貸金業者の口座数合計(推計値)

	平成17年版消費者金融白書より抜粋			金融庁懇談会 中間整理資料編 より抜粋	
	1社あたりの 平均貸付残高 (百万円)	1社あたりの 平均口座数 (件)	1口座あたりの 貸付残高 (円)※推計	貸付残高計 (百万円)	推計口座数 (件)※推計
10億円未満	370.0	1,392.8	265,651.9	226,643.0	853,158
10～50億円未満	2,410.0	7,694.5	313,210.7	224,342.0	716,265
50～100億円未満	6,480.0	21,442.4	302,205.0	157,478.0	521,097
100～500億円未満	18,450.0	47,057.3	392,075.2	434,880.0	1,109,175
合計					3,199,695

消費者向無担保貸金業者の貸付残高別業者数等

	該当業者数	構成比 (%)	当該業者の消費者向 無担保貸付残高合計 (百万円)	構成比 (%)
10億円未満	4,281	95.9	226,643	2.1
10～50億円未満	108	2.4	224,342	2.1
50～100億円未満	22	0.5	157,478	1.5
100～500億円未満	24	0.5	434,880	4.1
500～5,000億円未満	21	0.5	2,201,440	20.7
5,000億円以上	6	0.1	7,377,350	69.5
合 計	4,462	100.0	10,622,133	100.0

(注) 業務報告書 (平成17年3月末) に基づき作成。

再び拡大している違法市場（ヤミ市場）

1. **すでに「臨界点」に達した出資法上限金利 29.2%**
 - 2000 年以降ヤミ市場は急拡大し、2004 年にヤミ金対策法が施行され、五菱会は摘発されるが、その後はより巧妙化・アンダーグラウンド化している。
 - 昨年以降のグレーゾーンを否定した最高裁判決は、過払い金返還請求の増大と資金調達難をもたらし、正規貸金業者の市場撤退に拍車をかけている。

2. **直視すべき現実**
 - ヤミ市場は、ヤミゆえに把握は難しいが、街に出れば一目瞭然。神田・新橋・池袋・新宿・上野にあふれるヤミ金業者。東京都貸金業協会の有志が身の危険を賭して調査。(2～5 頁・6 頁)
 - 登録はするが貸金業協会にも信用情報機関にも加入していないヤミ金業者。1000%以上で貸し付けるヤミ金業者には、両方とも必要ない。(7 頁)
 - ヤミ金業者の広告で溢れる 7 大スポーツ新聞等は、ヤミ市場の拡大に手を貸している。(8 頁)
 - 拡がる 090 金融。(9 頁)

3. **止まるところを知らない規制金利引き下げ要求は、禁酒法の愚を再現するか**
 - 1851 年、婦人団体の運動によって、酒乱の夫のドメスティックバイオレンス対策として、メイン州で制定。1920 年、全国レベルで施行される。
 - 法を守る善良な供給者はこれによって破綻や撤退を余儀なくされる一方、密造者や密輸入者など、違法供給者（アル・カポネなどのマフィア）には膨大な利益をもたらした。
 - 飲酒というごく普通の楽しみを禁止された大衆は、公然と法を無視する。失われる遵法精神。
 - 13 年ぶりに廃止。

金融庁による神田駅周辺の視察等についての記録

1 日 時 平成18年5月1日(月)午後4時

2 内 容

(1) 別紙の地図のとおり巡回した。

この範囲の状況として、CLAでは毎年、神田駅を中心とする半径300メートルの地域(別紙地図の赤丸の中)で、きちんと看板を出して営業している業者の中でヤミ金融と思われる業者の数を調査しているが、昨年5月の調査では、これが189社あった(これに対して、CD機や自動契約設備を除いた会員の本店数は6社程度)。

金融庁の担当官が実際に見てみたところで、この調査を裏付けるように、やはりヤミ金融と思われる業者が多いことに対する驚嘆が感じられた。

また、看板だけを見ていたのでは正規の業者とヤミ金融業者との見分けがまったくつかないとの感想があった。中でも、中央通りに面した東口駅前の10階建てのビルは、家賃が約80万円近くするが、2階の大手消費者金融業者(会員)の支店を除き、少なくとも5社のヤミ金融と思われる業者が入っており、地域の正規の会員よりも立派なオフィスを利用して営業している様子である。

(2) 巡回に際しての質疑応答の要旨は下記のとおりである。

Q 神田駅周辺のヤミ金融の金利はどの程度か？

A 概ね1500%以上である。年利にしたら大変な額だが、小額を短期で回しているので何とか払っているようだ。

Q そんな高利を取られて被害を訴えないのか？

A ほとんどみな仕方ないと思っているのが現状である。

Q CLAの調査では、29.2%に下がったときにヤミ金融が増えているようだが？

A 確かにそうだ。ただしそれだけでなく、当時の経済の状況も反映しているものと考えられる。

Q 同じ調査では、現在はヤミ金融は減っているようだが？

A ヤミ金融対策法がある程度功を奏したようで、登録をしてきちんと看板を出しているところは減ったが、そのかわり090でマンション等の一室を利用するようになったようだ。こうなると数の把握のしようがない。

Q ヤミ金融を根絶するにはどのようにしたらよいと思うか？

A 警察による徹底的な取締りができればいいと思うが。

Q 消費者金融の平均的な利用者像はどのようなものか？

A 年収にしたら300万円程度であると思う。

Q 現行の上限金利（29.2%）できちんと返済している人はどういう人か？

A ヤミ金融に手を出していない人である。

Q 消費者は何のために借りるのか？

A 家計の補助など一時的な資金需要を満たすためである。

Q 正常な業者が、現行の上限金利で5万円・10万円程度の小額短期の貸し出しはできるか？

A 経費がかかりすぎて無理である。29.2%に下がってほとんどの会員業者は小額短期をやめた。

Q 小額短期をやめたという社内基準等資料はあるか？

A 各社を回れば与信基準等があると思う。

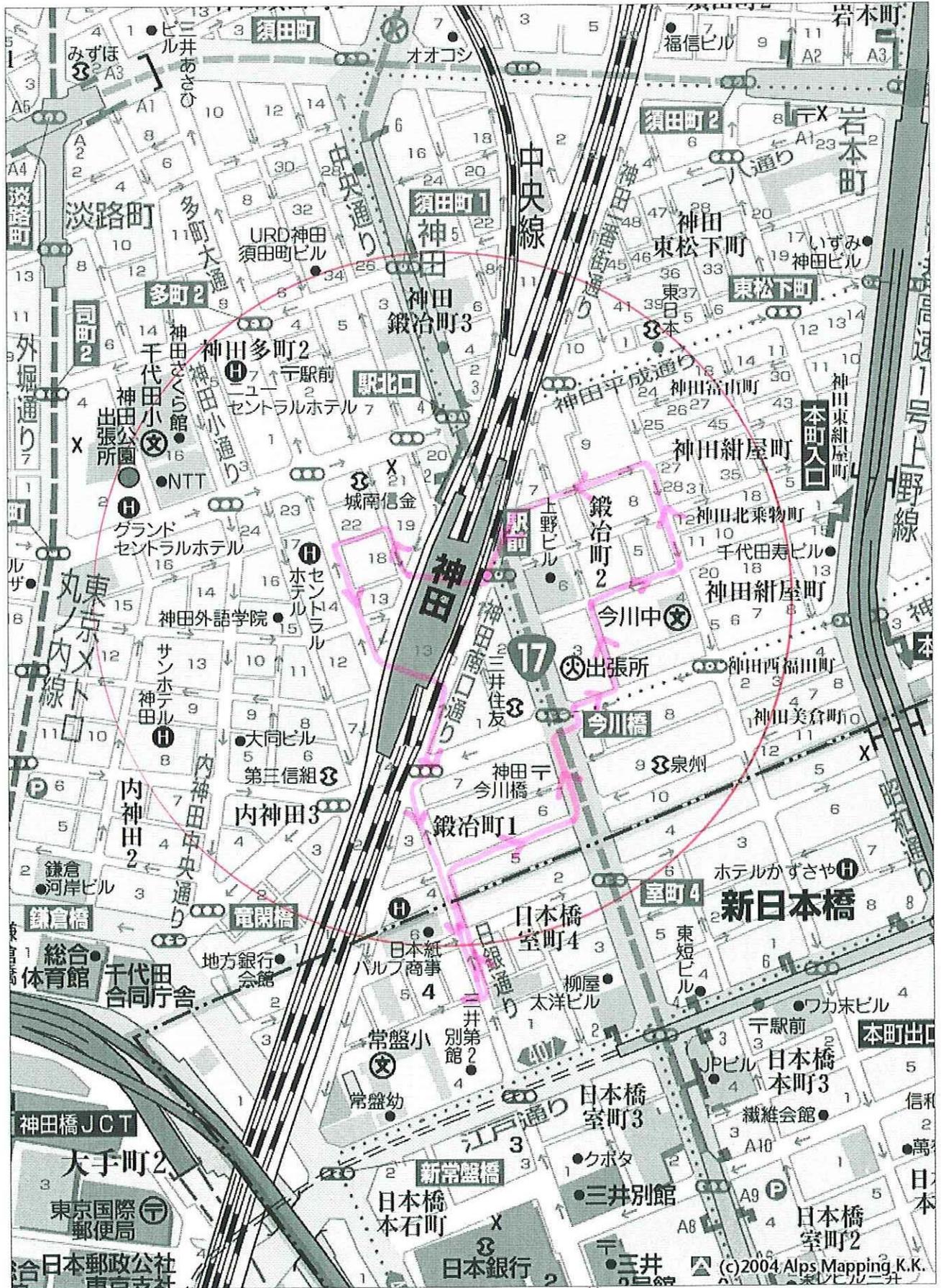
Q 40.004%ならできるか？

A それならばできる。その金利の時代は、貸金業者・資金需要者ともハッピーであった。

Q 貸倒引当金の基準はどのように出すのか？

A 過去3年間の平均値である。

以上



約1:4500 0 100m

(c) 2004 Alps Mapping K.K.



平成 18 年 6 月 14 日
(社)全国貸金業協会連合会

資金需要者の保護を実現するために

1. 貸金業への参入資格の強化
 - (1) 貸金業協会への加盟と個人信用情報機関への加盟を参入要件にする。
 - (2) 金融取引に関する有資格者の設置を要件にする。
2. 貸金業規制法 13 条 1 項の実効性を高める（監督権限の強化）
3. 監督権限の強化として「業務改善命令」を新設
4. 立法、行政、産業が連携したカウンセリング機関の整備